

公益財団法人



すみりんニュース No.18

■編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
 ■編集発行人 理事長 友永健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21

TEL 06-6674-3732 FAX 06-6674-7201

<http://www.suminrin-shi.or.jp/>

この号の内容

- 1 住吉地区連続講座『全国水平社90年の運動から学ぶ - 1980年から今日まで -』

(1) ~ (15)

全国水平社90年の歴史に学ぶ

住吉地区連続講座9月例会

「全国水平社90年の運動から学ぶ

- 1980年から今日まで -」

- 2 公益財団法人住吉隣保事業推進協会の動き(15) ~

講師：谷元昭信さん（前・部落解放同盟中央本部書記次長）

去る9月23日（日）午後1時から3時すぎまで、市民交流センターすみよし北において、「全国水平社90年の歴史から学ぶ」住吉地区連続講座の9月例会が開催されました。テーマは、「全国水平社90年の運動から学ぶ-1980年から今日まで-」で、講師は、前・部落解放同盟中央本部書記次長の谷元昭信さん。最初に、部落解放・人権研究所が8月初旬に作成したDVD『部落解放運動の歩み 人間は尊敬すべきもの』の「戦後編Ⅱ 部落解放に向けた新たなステージ」を鑑賞し、谷元さんから1980年から今日までの部落解放運動の成果と今後の課題を中心に報告がありました。その後、参加者から質問が出され谷元さんからの回答がありました。この日の参加者は11名でした。以下は、この日の谷元さんの報告と参加者との質疑応答を事務局でまとめたものです。

友永 今年是全国水平社90周年ということで、いままでの先輩の苦労をかみしめて、これからの運動に役立てていくというねらいで、4月から連続講座を行なってきました。今日は、「1980年から今日まで」ということで、われわれが直接参加してきた時代を振り返るというテーマです。今日の講師の谷元さんは、学生時代から知っていますが、ずっといっしょに運動をやってきました。私は部落解放・人権研究所を中心に活動してきましたが、谷元さんは解放同盟中央本部で中心的な活動をやってこられたので、また違った角度から問題提起をさせていただけるのではないかと楽しみにしております。

DVD 鑑賞

「部落解放運動の歩み 人間は尊敬すべきもの」（社団法人部落解放・人権研究所制作）の「戦後編・ 部落解放に向けた新たなステージ」

「全国水平社90年の運動から学ぶ-1980年から今日まで-」

谷元昭信

I はじめに

私のきょうのテーマは、1980年代から現在というスパンですが、1980年代から現在までというのは、一言で言えば、部落解放運動が最も高揚した時代であると同時に、急激な後退局面に入ってきたという二つの側面を合わせ持った時

代だと言えます。この時代を私たちがどのように総括するのかということは、これからの解放運動にとって大きな課題になると思います。この時代を振り返りながら、私が常々考えてきました問題点を率直に提起させていただき、みなさんと意見交換ができればと思います。レジュメをつくっていますと、言いたいこと、書きたいことがたくさんできてきて、レジュメそのものが、丁寧に説明すれば相当時間がかかる中身になりましたが、エクスだけ提起させていただきます。

(1) 部落解放運動史を捉える視点

最初に、部落解放運動史を捉える視点ということですが、これまで、前回の講師の渡辺俊雄さんや友永さんたちが、大変な苦労をしながら、部落解放運動史をまとめてくれました。私はそういう作業を見ながら、また、ときにはそのなかに加わりながら感じるの、運動史全体を捉えるときに、歴史的な事実と、そこにこめられた様々な思い、トータルで言えば真実、すなわち事実と真実というものを語ることは困難であり、同時に大切なことだということをつくづく思い知らされます。特に、今年のように水平社創立 90 年など、節目を迎えるたびに、そのような思いがします。

私のレジュメに「単なる時間の積み重ねが伝統や歴史を作り上げていくのではない。歴史的な事実を真剣に総括した者だけが伝統や歴史を語ることができる」と書いていますが、これは実は朝田善之助さんの言葉です。

30 年前の水平社創立 60 周年のときですが、松本治一郎委員長の次の中央委員長を務めた朝田善之助さんは、当時、1970 年代半ばの京都問題といわれる組織問題で、委員長を引いていたんですが、60 周年で朝田さんへ功労賞を送ろうということになりました。しかし、地元の京都では推薦できないということで、中央本部推薦の特別功労賞を送ることになりました。そのときに、こういう経過で功労賞を送ることになったので受けてほしいという話をし、当時の上杉書記長から言われて、私が朝田さんの家に一人で行きました。田中部落の市営住宅 10 階のお宅へ行って、3 時間ぐらい話をしました。

当時私は 30 歳過ぎでしたが、朝田さんは、こんな節目節目のときにイベントをするけれども、祭りだけしとつたらあかん、節目節目に総括して理論的に継承できる者だけが、歴史と伝統を語ることができる、と言われて、水平社時

代からのいろいろな運動の話の聞かせてもらいました。そのときの思いが私のなかにずっとあります。水平社 70 周年、80 周年、90 周年と節目を迎えるたびに、このことを思い浮かべています。

もう一つは、解放運動の発展というものは、そのときどきの部落差別をどのように認識するか、その認識の度合いにかかっているということです。一線の運動家が、常に部落差別というものを理論的にしっかり検証していなかったら、運動の発展の担保はない、ということをよく覚えておけ、という話も、朝田さんはしてくれました。

私は、部落解放・人権研究所の歴史部会にもときどき顔を出して勉強をさせてもらっていますが、運動史や歴史を語るときに、私のような運動家の立場からみると、歴史を専門でやる人は文書主義に陥りがちです。特に水平社の時代のこと、証言する人自体がいなくなっているので、文献主義と言いますか、資料中心になる。残された資料だけを見て、そこですべてを判断するのは危険な側面があります。書くことが好きな人、パフォーマンスが強い人なんかは、あのときおれはこう言った、それがここに残っていると書いたことを書いたりすることがあります。

解放運動は特に戦前は弾圧との闘いがあったし、例えば私の西成のムラなどの場合、書いて残すことが得手ではない人がたくさんいる。住吉などは昔の資料を残している人がたくさんいますが、西成などは支部の運動史をまとめようとしても、書いている人がいない。松田喜一さんも含めて。すると、松田喜一さんや昔のうちの連中は何もしていなかったのか、ということそんなことはない。文書、資料は一つの手がかりにはなるけれども、そこに書かれてあること、あるいはそういう文書があるかないかということがすべてではない、という姿勢を常に持っていなければ、真実の運動史は明らかにできない、というのが私の問題意識です。

特に最近の部落史研究においては、そのあたりの弊害があちこちに見られるのではないかとこの危惧を持っています。

(2) 明治以降の部落差別解消過程に関する現状認識

明治維新以降今日まで、部落解放運動というよりも、部落差別の解消過程という視点から、

この140年余の歴史を見たときに、4段階ぐらいに捉えることができると思っています。

①実態変遷の第1段階（明治維新～敗戦）

第1段階は明治維新から敗戦まで。この時期は、一言で言えば、差別が社会的に容認される状況にありました。「解放令」、研究者の間で賤民廃止令という言い方が主流になってきていますが、これに対する反対一揆も起こりました。あるいは、西光万吉さんが部落に伝わっている話をもとに書いた「五万日の日延べ」という話もあります。賤民廃止令が「五万日」延期になったという話ですが、歴史的事実かどうか、文書資料としての裏付けはありませんが、そういったことがまことしやかに言い伝えられたという社会的な状況があったということです。

これに象徴されるように、賤民廃止令が1871（明治4）年に出たけれども、差別は一気になくならなかった。なぜならば賤民廃止令自体、新たな社会をつくるうえでの、大きな政策的な軸というよりも、むしろ経済的な側面、地租改正や殖産興業で新たな労働力をつくるといった側面から、十分な議論もなく出てきた性格のものだったからです。だから差別をどうするかということは、ほとんど議論されていない。

大日本帝国憲法ができる明治30年代までの間は、新しい社会をどうするのかという国内を二分するような形で議論が起こってきて、そのなかで自由民権運動が起こり、大日本帝国憲法が制定されて以降、新たな身分制度、皇族・華族といった身分制度が家的な統治の論理をもって、明治国家が確立していくという時代でした。そうすると、そこでは差別撤廃ということは、政治のリーダーたちの問題意識に上がらずに、むしろ差別がどんどん実体化していったのではないかと。それが高松差別裁判のなかにも明確に表れてくる。これが戦前を通して続いていた。それに対する抵抗が水平社運動だったという形で私は捉えています。

②実態変遷の第2段階（戦後～「同対審」答申）

第2段階が、戦後から「同対審」答申までの時代。新憲法14条で初めて「差別されない」という消極的な形ですが、差別禁止が謳われた。その意味では、差別は社会の原理として許されないということが宣言されました。しかし、実態としては、「差別はいけないけれども仕方がない」という状況でした。その時代、解放運動は1950年代から国策樹立運動を展開しました。

差別はないと言うけれどももあるではないか、という運動をして、同対審答申を出させました。

③実態変遷の第3段階（「同対審」答申～「特措法」失効）

第3段階は、「同対審」答申から「特別措置法」が失効するまでの約40年間。この時代は、差別は許されないし、社会的にも指弾される状況になってきた時代です。先ほど見たDVDの戦後編・の時代です。

④実態変遷の第4段階（「特措法」失効～現在）

第4段階は、「特別措置法」失効から今日までの10年間。この10年の状況は、差別撤廃・人権確立という大きな流れが、逆流への揺り戻しをかけられています。差別というのは顔が見えない、陰湿で巧妙な状態になっているのではないかと考えています。これについてはあとでまた触れます。

こういった段階を経て、トータルとして、明治以降の部落差別を基本的にどう捉えるのか、ということですが、明治以降、部落差別は基本的には解消の方向に進んでいるということははっきりと言える、言わないといけないのではないかと考えています。ただ、差別の解消というのは、単線的に右肩下がりでなくなっていくというものではなくて、そのときどきの政治・経済状況の条件如何で、強くなったり弱くなったりしながら、でも大きな流れとしては基本的にはなくなっていく、そういう方向に行っていると言えます。

（3）差別解消過程に関する今日的認識

差別をなくすエネルギーは、1つは当事者の差別撤廃の運動があり、2つ目には国民の人権意識の高揚、向上があり、3つ目には、それらの力に押された公的な差別撤廃・人権確立の取り組み、同和行政・人権行政の取り組みなどがあります。これらが差別をなくしていく、という方向で働いていますが、単線的ではなく複雑な螺旋形を描きながら差別なくなっていると言えます。

そういった意味で、今日、部落差別を語るときには、差別がまだある、もうない、といった抽象的な議論ではなく、差別がどこの領域で、どういう形態で、どのように残っているのか、ということをしつかりと分析して、把握しなければ、これからの展望というのは、明確に見えてこないだろうと思います。

そういった意味で、新綱領の中で言われている、差別発現の5領域、そして5形態で現れる差別の特徴をみながら、一つ一つしっかりと実態把握をしていく。その実態把握に基づいて、差別克服への課題を明確に設定していくことが必要ではないかと思っています。

(注・「5領域」とは、・同和地区住民の生活実態に具現されている差別としての領域〔実態的被差別〕、・部落差別の存在によって被差別当事者の自尊感情の損傷としてあらわれる差別の領域〔心理的被差別〕、・人びとの観念や意識のうちに潜在する差別の領域〔心理的加差別〕、・直接・間接に部落差別を温存し支えている社会構造や社会的慣行に潜む差別の領域〔実態的加差別〕、・潜在化している差別が表面化し具体的な人権侵害が起こる差別の領域〔差別事件〕である。

また、差別のあらわれ方としての「5形態」とは、・あからさまな取り扱いの違いである「直接差別」、・差別的意図の有無を問わずに結果として差別になる「間接差別」、・制度によって差別・排除をおこなう「制度的差別」、・特定の個人や集団にたいする累積的な不利益として現れる「統計的差別」、・差別は許されないとしながらもそれを具体化するための「合理的配慮の欠如による差別」である。以上、「『部落解放同盟綱領』解説のための基本文書」より)

ただ、私は、今日の人権状況、差別の状況を見ると、非常に危険な状況に入ってきていると思います。特に、人権侵害救済法案、人権委員会設置法案をめぐる議論等々のなかで、自民党のなかから露骨にそれらへの反対意見が出てきた。同時に、「新しい歴史教科書をつくる会」や「日本会議」といった超保守・右翼層が、反差別・人権運動に対して、反人権・差別主義運動とでも言えるような、公然とした反対運動を起こしてきています。

院外勢力の中心になっている、「新しい歴史教科書をつくる会」の元会長の八木秀次という高崎経済大学の教授は『反「人権」宣言』という本を出しています。人権という考え方に惑わされるな、日本には日本のいいものがある、として、人権というのはもともと闘争の概念だ、その証拠にフランス革命のとき、ジャコバン党など反対派を次々にギロチンにかけたではないか、と。人権とはそういう血なまぐさいもので、和を尊ぶわれわれ日本人はこれに対する違和感をもともとあったなどと言って、彼らなり

の理論体系を組み立ててきています。これに対して、一つ一つきちんと反論できていないのではないかと。私たちは、バカなこと言っていると聞き流しているだけですが、実は、こういう考え方がじわじわと国民の中に浸透していついかならないかという危機感があります。

こういう勢力の行動隊として出てきたのが、「在特会」(在日特権を許さない市民の会)や若者を中心とするネット右翼です。もちろん、いまの日本社会は、これらの勢力に反差別・人権勢力が簡単にやられるということではなく、それに対抗するだけの力をつけてきているとは思いますが、油断していると足をすくわれます。気をつけないといけないと思っています。

II 1980年代から今日までの部落解放運動の特徴的概括

(1) 部落解放運動の飛躍的發展と同和行政の反動的転換をめぐる攻防

① 部落解放同盟の組織状況

冒頭でも言いましたが、1980年代から今日までという時代の特徴は、部落解放運動が飛躍的に発展すると同時に、同和行政の反動的転換が起こり始めた時代であり、これをめぐっての攻防が始まった時代です。

部落解放同盟の組織的なピークは1986年です。このとき、2300支部、18万人の同盟員登録がありました。そのころの解放同盟の組織的なスローガンは「20万同盟員の建設を」でした。しかし、以後、同盟員は減少して、いまの同盟員登録は6万人を切り、支部数は2000を切っています。同盟員は3分の1になっています。

② 部落解放基本法制定運動

運動的には、このピークの時期、1985年に部落解放基本法制定運動が打ち出されました。部落解放基本法制定運動というのは、先ほどのDVDでも出てきましたが、特別措置法だけでは解決できない問題があったので基本法を、という言い方で説明されていました。しかし、同時に、特別措置法という法律は、よく考えてみると、同和对策事業の受け皿の中に解放運動を閉じ込めてしまう、しかもそれは地区指定という形で地域の中に運動を閉じ込めてしまう、結果としてそういう性質をもっていたのではないかと。部落の中の環境改善事業をいくらやっても、社会関係の中に存在する部落差別はなくならない。だから私たちは、部落の問題を解決しようと思えば、部落の外との関係をどうするのか、とい

う形で運動展開をしないとイケないのではないかという問題意識から、部落解放基本法をつくって、根本的に差別をなくするという外との関係を意識した法律を打ち出したわけです。

当時の国際人権の考え方なども基本法の考え方の中には入っています。友永さんを中心にして、香川大学（当時）の高野真澄先生を座長にして、3年間ぐらい議論して基本法の中身を出したわけです。

基本法は、5つの部分から構成されていました。差別はイケないという宣言法的部分、差別の法的規制と被害者の救済という規制・救済法的部分、差別の結果に対する是正措置を伴う事業法的部分、教育・啓発法的部分、そして審議会や委員会設置の組織法的部分、この5つの柱から構成されていました。ここには国際人権において、差別を撤廃するための基本方針が全部入れこまれています。差別の法的禁止と被害者の救済、差別是正の積極的措置、公教育やメディアにおける人権教育・啓発の推進、国内人権機関の設置などです。

議論として知っておいていただきたいのは、部落解放基本法として打ち出したけれども、最初から人権基本法という形で打ち出そうという議論もありました。ただ、80年代半ば頃の状況では、マイノリティの様々な団体が、統一して人権基本法を要求できるような運動状況になっていなかった。そのような運動を展開するのは、部落解放運動ぐらいしかなかった。ほんとうは他のマイノリティと最初から手を取り合っ、て、人権基本法といったものを展望したかったけれども、その条件をつくりあげていく時間的余裕がなかったということで、部落問題に特化した基本法を出すことになったわけです。ただし、その中身は、人権基本法的な考え方が盛り込まれていました。86年の「地対協」（地域改善対策協議会）の意見聴取で、当時の上杉委員長が部落解放基本法を説明したときに、その考え方を明確に述べています。議事録として残っています。そういった意味では、部落解放基本法制定運動というこの法律そのものは部落解放を冠していますが、人権基本法的な意味合いをもって、外に打って出ようとしたものだと言えます。

③国際人権活動の開始と反差別国際運動（IMADR）の結成

この時期の運動の大きな特徴は、1988年に結成された反差別国際運動（IMADR）です。これからの部落解放運動が、国際人権としっかりと結

びつき、その視点をもって運動を展開していこう、国際的な課題と解放運動の課題をきっちり結びつけるという方向性を打ち出したということです。

私自身は、この時代の運動の中身をつくりあげてきた中心は、実質的には友永さんだと思っています。友永さんが、それらの中身を牽引してくれました。特に住吉の地元ではその功績をしっかりと認識しておいていただきたいと思っています。

いろいろなエピソードもありますが、右往左往しながら、1988年に反差別国際運動をつくりました。これに先駆けて、友永さんが中心となって国際人権の運動を解放運動の中で最初に手がけたのが、国際人権規約の批准運動でした。1977年に、国連の人権部長だったマルク・シュライバーさんを日本に呼び、世界人権宣言記念集会を開催しました。この取り組みを契機にして、国際人権活動が徐々に本格化していったわけです。

その時期、友永さんが個人的には先鞭をつけてくれていましたが、部落解放同盟中央本部の先遣として、私と友永さんが国連の人権活動を勉強するために、83年にジュネーブに行きました。どんな手続きをしたらいいのかもわからない。手探りです。たまたまその83年に、世界的に大きな会議がやられているらしい、部落問題を訴えるのに絶好の場だということで、部落問題についてのピラを英文で作ることにしました。ジュネーブの日本大使館のコピー機で印刷して、会場に持って行って配りました。配っていたら、会議を主催している事務局次長からこっぴどく怒られました。その会議が、第2回人種差別撤廃世界会議だったんですが、当時は、それも知りませんでした。2001年のダーバン会議が第3回の会議ですが、83年に第2回の会議が開かれていたわけです。私たちは会場内の机に一枚一枚撒いて回っていたのですが、事務局長がなんとかとりなしてくれて、勝手に撒いてもらうと困るけれども、入り口のところに置いて、入る人が勝手に取るのならいい、という形で許可してもらって、事なきを得ました。

次の年の世界人権宣言の記念集会で、友永さんが国連から講師を招請したところ、なんとそのときに怒った事務局次長がやって来ました。エマニュエル・パーマーというナイジェリアの人です。国連でのピラ配布のやりとりを話して大笑いをしたといったようなエピソードもありましたが、わからないままに、そういうことも

やりました。当時、いろいろ実務的なことを教えてくれたのが、亡くなった久保田洋さんという、日本大学の国際人権法の専門で、国連の人権部の仕事をしていました。この人が道筋をつけてくれました。

最初は、ジュネーブの状況もわからないから、国連に一番近いということでインターコンチネンタルホテルに二人で泊まっていたのですが、NGOの人たちに、コンチネンタルに泊まっていると云ったら、あきれられました。NGOで来ているようなメンバーは、ものすごく安いホテルやアパートに泊まって、ウイークリーみたいなところで自炊しながら、やっているわけです。こっちは地理がわからないから、コンチネンタルに泊まったわけです。そういう経験しながら、外に向けて運動をやったのが80年代です。でもそれが十分にできたかどうかというのは、これは次の課題ですが。



④各界共闘の広がり

この時代には、様々な共闘組織も生まれました。「地名総鑑」の糾弾のなかから、企業の中へ共闘の輪をひろげていき、1978年から各地で「同企連」（同和問題企業連絡会）が結成されました。また、世界宗教者平和会議での町田発言を糾弾するなかから、1981年には宗教者の組織である「同宗連」（『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議）ができました。マスコミ関係では、大阪では研究所を中心にマスコミ部会としてやっていましたが、東京でも東京人権マスコミ懇話会をつくりました。このように、各界への共闘の輪をひろげていったのもこの時期です。これは実質的に解放運動が、組織の内外ともに成長してきたということです。

反差別国際運動（IMAAR）の結成 1988年1月 松本治一郎記念会館

⑤1986年「地対協」意見具申と同和対策事業総点検運動

一方では、1986年に「地対協」意見具申が出されます。これが国策の反動的転換への布石でした。政府や行政は、一生懸命、同和行政、同和教育の取り組みを進めて、部落問題解決のためにがんばっているのに差別がなかなかなくなる、それは運動の責任があるのではないか、という理屈をこのなかで出してきました。えせ同和行為や糾弾に対する恐怖感があり、そのなかで行政は運動に対してもものが言えないという関係がある、といったようなことを、この文書のなかで書いてきました。税金なども不公平な取り扱いを行なっているとか、市営住宅の家賃の公正さを保たないといけないとか、こういう具体的な項目を挙げて出てきました。同和行政を、86年から国はこういう形で、切り始めていた。

それに対して解放運動は反撃闘争をやって、実質的には、当時の力関係のなかで、この86年の「地対協」意見具申は、文書はあっても機能させないという形で、「立ち枯れ」状態に追い込みました。

このときに、上杉委員長などに言われたのは、国が、こういった反動文書を出して、いろいろな項目を挙げているが、これらは解放運動の弱点を国が知っていて、そこを衝いてきているのだ、と。とりあえずは中身を議論させずに封じ込めたけれども、必ずこれは出てくる、だからこちらから先手を打って、自分たちの手で同和事業を改革しないとイケない、と。それで、解放同盟として、その後、同和対策事業の総点検・改革運動に乗り出そうということで、友永さんにもご苦労いただいて、何が問題かという点検項目もつくって、全国的に運動を展開しました。

しかし、この同和対策事業の総点検・改革運動の趣旨をわかって、それなりに対応したのは数府県連しかなかった。ほとんどのところは、「こちらから点検・改革など言う必要はない」、「どうして行政のお先棒をかつぐようなことをやらないといけないのか」、「取れるものは取っておけばよい」、という理屈がこの頃はまだ強かった。ある意味、国や行政の姿勢を甘く見過ぎていたという部分があったかもしれませんが、いずれにせよ、運動的には事業の総点検・改革運動をやりましたが、きわめて不十分であったというのが率直な反省です。それ

が、後々の不祥事にもつながっていったという思いがあります。

⑥第3期の部落解放運動の提案

そういった問題意識を持ちながら、1990年代の初めに上杉委員長が、部落解放運動は第3期の新たな時代に入っているということで「第3期部落解放運動」論を打ち出しました。第1期は糾弾闘争、第2期は行政闘争、そしてこれからの第3期は、外に打って出るという、共同闘争主導の時代だとして、新しい運動の方向を明確に示しました。

そして、「同和对策事業特別措置法という現行法のような事業法の再延長は求めない」ということを、全国大会の場で明言しました。同和对策事業総点検運動をやっても、全国的には不十分であり、まだまだぬるま湯に浸かりきってしまっており、危機意識を感じていない。そういう状況のなかで、事業の単純な延長を続けていけば、運動は腐ってしまう。このあたりで、自分たちのほうからけじめをつけて、事業法はいらぬということを確認にする事を提起したのです。

これを言ったときには、全国からそれはいろいろな反対意見が出ました。しかし同時に、そうだ、そういう方向でいかないといけない、といった賛否相半ばする意見がありました。上杉委員長はこれ以外に運動の方向はないという形で、その方向を崩さず、それを貫きました。これが一つの運動の大きな転機になったと思います。

(2) 55年体制の崩壊にもとづく連立政権の登場と日本の人権政策樹立への萌芽

1993年に55年体制が崩壊しました。最初は日本新党の細川内閣の連立政権ができ、94年には、自社さ政権の村山内閣ができました。その村山連立政権の下で、与党人権問題プロジェクトが立ち上がります。これは覚えておいていただきたいと思いますが、村山内閣では、それまでの社会党の基本政策が、自民党との連立で次々に後退させられていきますが、数少ない評価できる政策が、人権政策にかかわってあったのではないかと思います。

95年6月に与党・人権と差別問題に関するプロジェクトの中間報告が出されます。重要な点が4点あります。第1は、人種差別撤廃条約の年内批准が決められます。第2に、「人権教育のための国連10年」の取り組みの必要性。第3に、「人権擁護のあり方、実効ある人権侵害へ

の対応のあり方」についての検討開始の必要性。第4に、「同和問題の抜本的早期解決に向けた方策のあり方」についての速やかな検討の必要性。これは自民党がいままでずっとリードしてきた政権とは違って、人権政策について舵が大きく切られたということです。人種差別撤廃条約は、その年の12月に加入、翌年の96年から動き始めました。これをめぐっての議論はいろいろありますが割愛します。とにかく、日本の人権政策の舵が、このような形で大きく切られた。ここがターニングポイントであり、それが今日まで続いているわけです。

この「人権擁護のあり方、実効ある人権侵害への対応」というのが、いま議論されている人権委員会設置法案につながってきています。この段階で舵を切ったけれども、その後、政権が変わるたびにこの問題をめぐって、ずっと綱引きをやっている、という状況になっています。

(3) 小泉政権の新自由主義路線のもとで公然たる反人権論の台頭

2001年の小泉内閣の成立、自公政権の新自由主義路線のなかで、反人権論が政治的なバックボーンのもと、公然と台頭し始めました。

それまでの連立政権の下でつくられた人権政策の基本路線に基づいて人権審議会が設置され、人権教育・啓発推進の法律や人権侵害救済法の問題が、審議会でその必要性について答申され、2000年には「人権教育・啓発推進法」が制定され、小泉政権が人権擁護法案というのを2002年に出してきました。これは流れのなかで言えば、村山政権のときの基本路線を踏襲した形での具体法案となっていたわけですが、これをめぐって議論が起こり、4国会にわたって議論されたけれども、結論が出ないまま衆議院解散に伴って自然廃案となりました。

2005年の段階でその法案が再提出されます。この段階で、自民党の中で公然とこの法律に対する反対論が出てきます。この反対論の中身は、まさに反人権・差別主義的なものでした。自民党の当時の人権問題調査会の議事録を見ると、極端な解放同盟攻撃の意見が出ています。人権委員会みたいなものをつくったら、そこに解放同盟が乗っかって、力を持つことになるから反対だ、というような露骨な議論が出ています。

私たちは自民党を中心とした自公政権ではむずかしいと判断して、麻生内閣のときに自公政権の下では法律の制定は不可能である、したが

って新たな政権を確立して、その下での成立をめざそうという方針をとりました。

(4) 民主党連立政権の誕生と^{しのぎ}鎬を削る人権政策の現状

2009年9月に民主党政権が誕生し、鳩山内閣が発足しました。これで人権侵害救済法制定の動きが進展すると思ったのですが、民主党の中にも反対する勢力がいて、自民党の反対勢力と気脈を通じている。新自由主義路線というところで気脈が通じているわけです。

法制定についての最近の動きをみると、この9月19日に人権委員会設置法案が野田政権の下で閣議決定されましたが、この閣議決定に力があるのかどうか。臨時国会前に組閣をやり直しますから、新たにこの法案についての閣議決定を行うということは決めているが、中身についての議論もしないといけない、このときにどうなるか。臨時国会そのものがどういう形で開かれるのかということもあるし、閣議決定したからと言って、ほんとうに臨時国会に提出することができるかどうか、いずれにせよ追い込んでいかないといけないが、そういう状況になっています。特に、大阪維新の会が日本維新の会として国政に打って出ようとしています。この維新の会と連動して、自民党の中にも民主党の中にも連携をしようという部分が、動きとして出ています。維新の会も基本的には新自由主義路線です。民主党と自民党と維新の会、それぞれの新自由主義路線が政界の大きな流れをつくっていくという状況になってきているということを見ておかないといけません。

Ⅲ「人権危機の時代」における部落解放運動の位置と役割

(1) 「人権・平和」をめぐる政治路線の対立
こういった「人権危機の時代」における部落解放運動の位置と役割というものを、政治状況をにらみながら考える必要があります。

戦後60年、「平和」「人権」というのが、日本社会の社会的価値観・規範として、国民的な努力のなかで確立し、定着してきた。これに対して、いま出てきている新自由主義路線の流れは、平和・人権を基軸とするような方向で日本社会をつくり変えられてはいけないということで公然と自分たちの主張を始めた。

このような動きは、1980年代半ばの中曽根内閣の時代から始まります。中曽根内閣の登場に

よって、日本の新自由主義勢力が、じわじわとその路線を打ち出してきた。中曽根はアメリカのレーガン大統領と「ロン・ヤス」の関係で連携を深め、さらにイギリスのサッチャーと組んで、それぞれの国で軌を一にして新自由主義路線を方向づけています。中曽根は「戦後政治の総決算」と言いました。要するに、戦後政治とは何かということ、第二次大戦に対する反省から「平和」と「人権」というものを日本の大切な価値観として育てていこう、そのために戦後教育をしっかりとやろう、教育では「子どもを二度と戦場へ送るな」という言い方をして、平和教育・人権教育が同和教育を中心としてやられてきた。これらが戦後政治の骨格を形づくってきた。これらを含めて総決算するというのが中曽根路線です。だから、中曽根が最初に掲げたのが、国鉄の民営化、国労の解体攻撃です。小泉政権の郵政民営化や労働組合攻撃と政策が似ている。解放運動に対しては86年に「地対協」意見具申が出る。これは中曽根路線の「同和」版です。そういう見方をしておく必要があります。

1990年代から連立政権ができ、95年に村山政権で人権政策の国策としてのいい面が出始めたけれども、それは本流ではなくて、そこをめぐってのシビアな、鎬を削る闘いが繰り広げられていたということです。小泉内閣の下でそれが明確に押し出される。「自己責任論」と「戦争ができる普通の国」、「聖域なき規制緩和の市場原理」、これらは全部、新自由主義路線の特徴的な政策です。

安倍政権の下では、それがさらに「戦後レジームからの脱却」「美しい国」という路線が出されてくる。これに呼応するように院外勢力がどんどん力を増してくる。「正論」グループ、フジ・産経グループなどがそれを後押しする。そういった方向が打ち出されてきています。

「平和」と「人権」というものが、今日の日本の大きな路線問題として浮かび上がっているという見方をしておく必要があります。そして、これらの考えから解放運動に対しても攻撃がかけられてきているという状況です。決して小手先の攻撃ではない。

(2) 継承すべき闘いの成果（戦後の部落解放運動を中心に）

以上のような状況があるからこそ、この全国水平社90周年を契機にして、もう一度、解放運動が勝ち取ってきた成果と、解放運動が持って

いる弱点というものを、しっかりと捉え直さな
いといけない。継承すべき成果として、次の諸
点を挙げておきます。

- ・ 部落の生活と権利を回復するための闘い
(人間の尊厳と生存権を守る闘い) 50 年代。
- ・ 義務教育教科書無償化の闘い(教育権を確
立する闘い) 60 年代。
- ・ 狭山差別裁判糾弾の闘い(司法民主化と
「万人は一人のために」の闘い)
- ・ 最賃制見直しと前歴換算制改廃の闘い(低
賃金構造と職業差別撤廃の闘い) 70 年代。
- ・ 新採時の社用紙から統一応募用紙への切り
替えの闘い(就職差別撤廃の闘い)
- ・ 生活保護費の男女格差是正の闘い(生活権
確保と女性差別撤廃の闘い) 80 年代。
- ・ 国際人権諸条約批准と具体化の闘い(あら
ゆる差別撤廃と人権伸張の闘い)
- ・ 人権の法制度確立の闘い(国内人権機関の
創設など人権擁護・促進の闘い)
- ・ 地域での部落差別撤廃・人権条例制定の闘
い(人権草の根運動の闘い) 90 年代。
- ・ 成績条項撤廃の高校奨学金制度の一般化の
闘い(教育の機会均等の拡大の闘い)
- ・ 人権のまちづくり運動の闘い(生活圏域で
の人と人の豊かな関係づくりの闘い)

押さえておかないといけないのは、これらの
成果が今日も解放運動の成果であると同時に、
社会的な貢献として位置づけられているのはな
ぜかということです。一言で言えば、これら
は、部落問題解決の仕組みということから取り
組みを始めて、それにとどまらず、それをあら
ゆる困難を抱えた人の問題解決の仕組みへ、と
いう形で制度拡大したということです。すなわ
ち、部落の権利を確立、獲得するという取り組
みを通じて、国民の権利までそれを押し広げて
いったというところに、これらの取り組みの大
きな教訓があります。解放運動がこれから様
々な課題に取り組むときに、この視点から取り
組まなければ、解放運動に対する社会的な支持
は集まらないし、この視点を失うならば、解放
運動は既得権擁護のエゴ集団に見られてしま
うということになります。

(3) 克服すべき部落解放運動の弱点と欠陥への認識(今日の困難な状況)

このような大きな成果も勝ち取ったけれども
欠陥もありました。

- ・ 一連の不祥事による社会的信頼の失墜。
- ・ 同和・人権行政の不当な縮小・後退。

・ 格差社会・経済不況のしわ寄せが部落に押
し寄せていること。

・ メディア関係の一部に非合理的「同和」バ
ッシングの姿勢が存在。

・ 社会的意識として差別的偏見や逆差別的意
識が潜在的に根強いこと。

・ 組織内において行政依存体質が克服し切れ
ていないこと。

2006 年の一連の不祥事は社会的信頼を失墜さ
せたし、いまだに克服できていません。もっと
言えば、運動体自身が、この不祥事に対してし
っかり真正面から向き合って総括できているの
か、その教訓を今日に生かしているのかという
ことを含めて、社会的信頼の失墜は重大で深刻
です。

また、運動の組織内で、行政依存的体質が依
然として払拭しきれていないということです。
何かしようとするやとすぐに行政に顔が向いてし
まう。こういう状況がまだまだあります。大阪
ではこの間、橋下知事・市長時代に否応なしに
向き合わされていますが、全国的に見ると、ま
だぬるま湯につかっているところがあります。

(4) 部落解放運動の危機の真因は何か 危機を好機に転換させるために

こういった形で事業が削られていく、様々な
成果が後退させられていく、また、運動が尻す
ぼみになって同盟員がどんどん減っていく、と
いうなかで、「危機だ、危機だ」という言葉を
聞くけれども、ほんとうの危機とは何かとい
うことを、この時点で立ち止まって考えないとい
けない。部落解放運動の危機の真因は何かとい
うことです。

運動家自身が、反差別ということはだれも否
定できない、絶対的な正義だという論理の上に
アグラをかいているのではないか、ということ
です。そこを深めていく作業をやっているのか
どうか。たとえば、全水 90 周年で一番強調され
た「水平社宣言」の原点に返れということですが、
「人間を尊敬する事によって自らを解放す
る」という意味は何か。自主解放と言うけれど
も、その意味は何か、そのあたりをもっと深め
ないといけないと思います。

(5) 反差別・人権運動の論理的「自明性」への根本的検証の必要性

そこを考えると、反差別・人権運動の理論
的な「自明性」への根本的検証が必要です。

1つ目は、みなさん、よく考えていただきたいと思いますが、差別の完全解消は可能かということです。差別はこの世から完全になくなるのか、という問題について、あいまいなままです。

2つ目には、人権の普遍性ということが言われるけれども、それは何によって担保されているのかということです。そのときに、天賦人権論といった言い方があるけれども、何によって人権の普遍性が担保されるのかということです。

3つ目には、差別の克服に向けた行政責任の所在領域とその限界とは何かということです。

例えば、私のところの西成でも、維新の会が打ち出してくる政策がいろいろありますが、橋下市長がいろいろ問題提起している課題というのは、誰が考えても問題だと思える課題について確信をもってピックアップしてきているということです。それをどのように解決するかというところで政策論議を闘わさないといけないのに、対抗軸を持った政策立案ができないまま、「橋下はファッションだ」というだけで議論が終わっている。すると、問題だということの問題にして何が悪いのかという彼流の言い方で、多くの市民は橋下の方に拍手喝采をして支持する。どういう対抗政策を出すのかということを考えてとき、行政責任の問題もはっきりさせておく必要があります。

「維新八策」の中で、「自助・公助・共助」という、われわれが福祉運動の中で言ってきたことについて「役割分担の明確化」ということを打ち出している。これは、どんどん社会保障政策の問題に切り込んでくるということです。西成経済特区構想などを見ても具体的に切り込んできています。

いずれにせよ、われわれのほうも、部落解放運動で言う差別撤廃の行政責任という言い方について、もう一度、行政責任とは何かということを考えないといけない。そして、行政責任万能論という結果に陥ることの危険性についてもしっかり考えないといけない。

4つ目の大きな課題として、解放運動というのは「誇りの戦略」をとっているのか「隠しの戦略」をとっているのか、ということをはっきりさせなければならぬと思います。解放同盟の戦術が動揺しています。つい最近、ある解放運動が強い市に存在する隣保館の所在地、連絡先一覧を市の広報誌に載せた。隣保館というのは、いろいろな人の悩みの相談にのる窓口です

から、その連絡先を市の広報誌に載せた。すると、それを見た解放同盟の組織の人が、隣保館の一覧表を市の広報誌に載せるのは地名総鑑になる、隣保館の周辺が部落だとわかる、広報誌は不特定多数が見るので差別になると抗議した。抗議された行政は、すぐにホームページから隣保館の所在一覧を抹消した。こういったことが日常茶飯事にいまだに起こっています。

熊本で全国研究集会やったときに、歴史の分科会で報告した熊本の大学の先生が、地域の名前を分科会の中で報告した。資料に具体的な地域の名前を出していたら、地元の解放同盟が、研究集会といえども文書として一人歩きしたら差別になると抗議した。どう思いますか。隣保館の所在地を出したり、研究集会で地域の名前を出したりすることが差別につながるのかどうか。「鳥取ループ」が、部落問題を解決するためにどういう事実があるか知りましようと言って、地域の一覧表を出すと、われわれは「それは差別だ」と言っている。隣保館所在地のインターネット広報や研究集会での地区名公表は、鳥取ループなどの地域一覧公表と同じなのか。それとどう違うのか。

ほんとうは、私たちの運動が「誇りの戦略」のなかで、われわれは差別撤廃にとって必要なことは、しっかりと前に出す、公表する。動揺せずに出さないといけない。もちろん、出すことによって差別が起こる危険性があります。差別社会である以上、そういう危険性は常にあります。危険性が現実化したときには、われわれはその問題ひとつひとつにきっちり対処する。そして克服への方向性を出す。こういう姿勢を出さないと、あるところではこう言って、あるときにはこう言って、とぐらぐらしては、そんな問題には取り組まないでおこう、という状況が必ず出てきます。だんだんそういう意識が出てきています。

少し昔の話になりますが、ある地図製作会社が市販地図に解放会館と書いていたら、電話がかかってきて、地図の中に解放会館と書いたらその周辺が部落とわかる、差別を拡大すると抗議された。地図製作会社はあわてて回収して、今度は解放会館の表記を削除した地図を出した。すると今度は、その地図を見た別の人が、実際に解放会館があるのに載せていないのは差別だと言ってきた。どう思いますか。地図会社の人にすれば、載せても差別と言われ、載せなくても差別と言われる。もう扱いたくないということになります。

解放運動が、「誇りの戦略」で運動を展開する、自分のふるさとを胸を張って名乗る、という方向で運動を選択しているのであれば、それによって差別が起こってくる危険性が常に伴います。たとえば、この住吉の交流センターの連絡先を公表したら、この周辺が部落だとわかる。でも広報しています。広報することによって差別をなくすという取り組みの効果のほうが高い。差別をしようという不心得な人が悪用するかもしれないし、その危険性はあります。それが現実には差別事件として起こったならば、それはそれとして対応すればいいのであって、危険性があるからといって、差別をなくすために公表するという姿勢を解放運動は放棄してもいいのかということです。

結局、解放同盟というのは、何を基準にして、差別だ、と言っているのか。そのことが、いろいろ悪用される条件をつくり出しているのではないか。えせ同和もそういうところにつけ込んでいっているのではないか。これは解放運動自体が毅然として、態度をはっきりさせないといけない。そういったことを水平社90周年を契機にして、運動自体がはっきり宣言して、公表しないといけない。そういう時代だと思えます。

IV 全水90周年の意義を踏まえた新綱領具体化への実践

(1) 差別撤廃・人権確立への展望(3大課題)

これからの解放運動というのは、以上のようなことも踏まえて、大きく言って三つの課題があります。

第1は、「人権の法制度」を確立するという課題です。これは、社会的排除・忌避・孤立を許さないシステムの構築です。

第2は、「人権のまちづくり」運動です。これは地域の変革の課題であり、人間のつながりを具体的に結び直す課題です。

第3は、「人権教育・啓発」の活動。これは個々の人間変革にもとづく社会的価値観の創出ということです。

この3つが、これからの解放運動の大きな戦略課題になるのではないかと考えています。

こういう戦略課題を設定しつつ、これからの解放運動を考えたときに、だんだん、解放運動が弱体化していると言うけれども、その大きな原因は地域での日常活動がないということですから。

「人権の法制度」確立というのは、特に法律の問題で言えば、いま課題になっている人権委員会設置法やあるいは差別禁止法という形で運動が「人権の法制度」を求めるという重要な運動です。しかし、これは地域の日常活動にはなりにくい。東京に行ったり、自治体に行ったりして要請行動をするけれども、日常活動ということでははっきりと言ってむずかしい。



綱領を改正した部落解放同盟第68回全国大会
2011年3月 東京

(2) 人権のまちづくり運動の推進

そうすると、やはり、人権のまちづくり運動です。生活圏域において、どういった課題をひっさげて運動を展開できるか。いろいろ考えたけれども、まちづくり運動のなかでも、大きく言うと、2つです。1つは地域セーフティネットをつくること。2つ目には社会的企業をつくりだすこと。この2つを徹底的に追求することです。

地域セーフティネットというのは、福祉課題を中心とした地域福祉、地域教育、地域就労支援です。仕事と教育と福祉、これをベースにして、安心と安全をつくりだす。共助ということ、徹底的にわれわれの力で互助関係をつくりだすことが大切だと思います。具体的に地域福祉計画の中身にそれを入れていく。地域福祉計画の中身の充実とその具体化を通じて地域セーフティネットをつくりあげる。その地域セーフティネットをベースにして国の社会的セーフティネットに大きくひろげていくことです。

もう1つは、自主解放というかぎりには、自分の運動は自分の金でやる、自前の財源でやるということです。行政の補助金を頼りにしないということになります。ではその金はどこからつくりだすか。水平社時代は部落の中の富裕層のスポンサーから金を引っ張ってきました。その

一番の象徴は松本組です。松本治一郎が活動資金を、松本組が稼いだ金から、全国の有志、これと思う人に渡した。大阪では新田ベルトなどもそうです。奈良の膠産業の阪本清一郎さんもそうです。いわばカンパです。

ところが、70年代からはこれが行政補助金に変わっていきます。行政補助金を活動資金にした。だんだん自主財源ということが見えてこなくなりました。もちろん、これから、企業などでカンパしてくれるところがあれば、カンパしてもらったらいいわけですが、どこか偏ったところから金をもらったりすると、企業に対して変な恩返しをしないといけない、というような癒着関係ができることもあります。それならば私企業ではなくて、社会的企業という形で、自分たちの間で様々な事業を起こして、その事業のなかで、人も雇い、利益も出して、必要であれば運動の資金もつくる。社会福祉法人などになるとそれはむずかしいですが、だからこそ社会的企業をつくっていくのがいいのではないか。そこでいろいろ知恵を出しながら、運動をやっていく。こういった取り組みが、これからの運動の中心になってくるのではないかと思います。

いま、私の西成のほうでは、ナイスという会社をつくって、まちづくり運動をやっています。当面、橋下の維新の会の政策で、西成区経済特区構想が出ていますが、そのなかで一番大きな問題は生活保護の問題です。西成だけで生活保護関係経費は年間600億円です。大阪市内でも一番多い。社会保障政策の関係は、これから国も地方自治体も重要な問題になってきます。これをいかに削減するか、予算を圧迫しているのを緩和しようという考え方が必ず出てきます。

ご存知のように、国の予算を見ても総額90兆円を超える歳出の中で、社会保障関係予算は30%です。次に多い支出は国債の利子返還費が20%余り。社会保障関係費と公債費で支出の半分以上使うことになるわけです。すると、政党のマニフェストでも必ず出てくるのは社会保障関係費の削減です。解放運動はここにどう対峙できるか。西成も生活保護費をどうするのか、まだ全然、具体的な政策は出ていません。ここに切り込もうと思っています。生活保護を受ける人の自立という問題をどう政策課題にするか。しかも、生活保護費のうち、高齢者の受給者が生活保護世帯の7、8割になっています。高齢化社会になっていったら、生活保護で生活を

していく人がどんどん増えていくわけです。しかも高齢化してくると、どこかに障害をもつことが多いので、障害者手帳と抱き合わせになる。すると、生活保護費という形で高齢者の生活を手当する制度がいいのかどうか。生活保護の根本から考えると、稼働年齢域でなんらかのアクシデントなり、不幸があつて、一時的に生活が立ち行かなくなっていく。働けるということ的前提にして、もう一度、再就労するための緊急避難措置としての目的が生活保護ですが、高齢者にそれを適用するのはどうなのか。それなら別の制度をつくらないといけない。

制度改革の問題も含めて、真剣に考えて、解放運動がそれを提起する。新しいセーフティネット構想をそのなかからつくりあげていこう、これは解放運動のもともとの守備範囲ではないか。そうすると年金のあり方、生活保護のあり方、最低賃金のあり方などをトータルに議論しないといけない。一度ここにシフトして、社会的セーフティネット、地域セーフティネットをつくりあげるといふ解放運動をもう一度つくろう。この取り組みは、日常的な運動になっていくと私は思います。その具体的な中身は地域福祉計画に入れていく。そのためには「社協」

(社会福祉協議会)と政策論議をしないといけない。それを具体化するための拠点施設が隣保館です。社会福祉の拠点施設として活用できるのではないかと。

そして社会的企業です。自分たちで企業を起こして、自前の金をつくる。もちろん、企業である限りは営利を追求しながら、経営できないとだめです。だから、同和対策事業のときのようなドンブリ勘定では必ず経営は失敗します。自分の金ならそんな無茶はできない。もう一度そこに着手しようというのが、今日の私の問題提起の結論です。

●質疑

〇〇 冷戦が終わったあと、「文明の衝突」と言われたように、西洋中心の文化・文明が、アジアなど、世界の様々な文化・文明との間で対立を起こしているのではないかと。だから、人権の普遍性というものがあるのかどうか、ということまで問われるような事態になっています。日本では、「和をもって貴しとなす」といったような、日本は独特な文明があるといった考え方が台頭してきている。西洋の新自由主義だけではなく、イスラム、中国などの流れのなかで

出てきている側面はないのかということです。

谷元 たしかに人権の相対化という方向性が出てきています。人権の歴史をみると、200年余り前にフランス革命の人権宣言によって人権概念が明確化されたけれども、ヨーロッパで打ち立てられた人権概念は、ヨーロッパ的な土壌をベースにしたもので、キリスト教文化とヨーロッパの個人主義に裏付けられた概念ではないか。個人主義というのは個の主体の確立をベースにしている。封建権力や集団の中で個が抹殺されてきた歴史を踏まえたもので、それが人権概念のベースになっています。しかしそれは、ヨーロッパ的な文化をベースにして出てきているから、イスラムの共同体、あるいはアジア的な農業生産をベースにした共同体、こういったところでの人権の考え方もあっていいのではないかとはいえます。

そういう意味では、人権概念そのものが、歴史性と風土性によって成立する概念です。ただし、個人を大切にするというのは普遍的なもので、これはどこの国であろうと、どの風土であろうと、普遍性をもっていると思います。

武者小路公秀先生などは、ヨーロッパ的な人権、人権というのは個人の権利だという考え方だけではなく、概念矛盾があるかもしれないが、アジア的な、「集団的人権」という概念というのも研究して発展させる必要があるのではないかと、そのあたりはこれからの課題だ、と言われています。だから、人権概念を深めるという意味での課題はありますが、今日の段階において、一人ひとりを大切に、一人ひとりの違いを認め合う、という人権の基本概念は譲ることができないものとして、すでに国際的に定着している課題もあるわけです。それが、2003年の「ウィーン宣言」という形になっています。

天賦人権説は、人権というのは天から与えられた、だれも侵すことができない大切な権利である、というのですが、これは王権神授説の対抗概念です。王権は神から与えられたものであって侵害されないという、絶対王権制を維持するための理屈として王権神授説が言われるわけで、それに対抗して天賦人権説が出てきた。論理の基盤は同じで、王権も人権も神や天から与えられたものということです。しかし、人権は人間が獲得したものです。反差別・人権運動を闘う私たちは、天賦人権説という論理ではな

く、人権というのは、権力に対する抵抗のなかで勝ち取ったものであり、抵抗の思想です。そして人権の中身がより多くの人を幸せにしていける、そういう人権概念として発展させていくことが大事です。

日本国憲法は、憲法の基本的な精神である基本的人権を守ろうと思えば、「国民の不断」の努力がいる、としています。人権とは不断の努力によって勝ち取られるもので、不断の努力がなければ崩れる、という考え方が必要です。

〇〇 社会保障制度というのは、われわれが獲得してきた制度ですが、いまそれが攻撃されています。新自由主義に対抗できる社会保障制度を、共同闘争的なあり方で、われわれ解放同盟だけではなく、周りをどう巻き込んで進めていくかが大事だと思っています。

谷元 いまの社会保障政策のあり方をめぐって、地域福祉とは何かといったことを、厚労省も、2000年頃から、措置の福祉から人権の福祉に転換するにはどうしたらいいか、ということで議論してきました。社会的援護を要する人々への施策のあり方についても、地域福祉の役割についての定義を政府文書としてやっている。すなわち、地域福祉とは、「差別や偏見を克服することによって人と人とのつながりをつくり直すところにその役割がある」と書いている。そういった考え方をさらに具体化するなかで、地域福祉計画を推進するにあたってのガイドラインがあります。そこには地域福祉計画が対象とする分野を書いています。いままでの福祉というのは、医療・介護・保健というのが伝統的な分野と言われていたけれども、これからの地域福祉は、教育・就労・まちづくり・サービスといった、生活関係全域にわたって取り組みが展開されないといけないと明確に書いています。

また、これらの分野における様々な福祉の取り組みを契機にして、コミュニティビジネスを起こそう、社会的企業を起こすことが地域の活性化につながる、という地域福祉計画をつくる。地域福祉計画の策定は、行政だけではできない。対象地域のあらゆる団体、個人を含めるということまでそこに書いています。これは活用できます。

運動体の論理ではなくて、国・行政の論理でも活用できるものは活用して、そのなかにわれわれの様々な要求を入れていく。住吉なら、こ

のセンターを活用して地域福祉計画を推進するための社会的資源として拠点施設にする。地域福祉計画に盛り込んで、そう位置づけさせればいい。するとこのセンターを通じて、様々な校区の地域福祉事業ができます。国でも地方自治体でも総支出の3分の1が社会福祉関係の事業ですから、住吉区の地域福祉関係の予算も相当額だと思います。それを分析していけば、食い込めるところはたくさんあると思います。そういった事業を、ここで委託事業として受けていくこともできます。

〇〇 部落解放運動の弱点、欠陥ということを言われましたが、いちばん大きなところは、思想的な問題、つまり「誇り」が基準になっているのか、何を基準にして解放運動をやっているのか、その思想的混乱、不十分さが大きな欠陥であり、克服されていないというのは、その通りだと思います。

もう一つは、住民の主体性の問題。日常活動の弱さ。結局、住民主体の活動がやれていなかったのではないかとことです。住吉でも成果として、人権のまちづくり運動は評価できますが、対策がなくなったとたん若い人が離れていく。やはり、まちづくり運動の空洞化。地域福祉計画というのは何をめざしているかと言えば、住民が自らの主体性で自分たちの町をどう運営していくか、その仕組みづくりをしようというのがポイントです。であれば、まさに住民の参画、住民が主人公として参画できるような、育みも含めた機能を、行政がどう支えるかということです。もちろん住民自身がやらないといけないけれども。

松江市の地域福祉計画では、公民館が拠点になって、人権学習や教養講座をやるなかで、差別の問題などの気づきをして、そこへ社協の事務局も置くことによって、地域課題も一緒にやるようになった。大阪でも、特に部落の場合は、こういうセンターが拠点になって、そういう機能を果たしていく、その内実がどうだったのか、ということが問われます。

いま、大阪市は地域福祉計画はやめようとしています。住民が主体となってやるというところを曖昧にして、NPOなどに丸投げしていく。つまり住民をバラバラにしていくのが、いまの大阪市のやり方だし、厚労省でも2つの側面があって、積極的な面があるけれども、一方で、行政の責任を放棄して民間に委ねるという、新自由主義的な方向があります。これをしっかり見

ておかなかつたら、また利用される危険性があると思います。

谷元 いま言われたことに全面的に賛成ですが、要するに、これからの国や自治体の政策というのが、新自由主義的な考え方で、個人責任ということを出して競争させる、そのなかで、社会保障という公助がかかわってくる部分を、その論理で削減する。行き着くところは公的責任の放棄。民活という形で、責任を外に押し付ける。こういった方向が出てくる。だからこそ、われわれの方から先に責任の所在を明確にするという作業をする。ここは行政がやる、ここは地域でやる、ここは個人ががんばる、といった考え方を、こちら側から発信しないといけない。

〇〇 私の子どもが中学校の時ですが、ある子が、在日朝鮮人の子どもに対して差別して、その在日の子の親が怒ってきました。先生が事情を聞きに行くと、その親は、「うちは韓国では金持ちや。日本に来ているから差別されるかもしれない。まして、部落の子にそんなこと言われる必要はない」と言ったらしいんです。その先生はその言葉に対して何も言わなかったということです。

部落も在日も、どっちも差別されてる者がなんで差別せなあかんのか、先生がそれを理論的にしっかり持っていたら、在日の親に対して「おかあさん、お互いに差別しあっていたら、あきませんよ」と、先生も言えたと思う。そう言えばすむことですがその先生は言えなかった。ハード面ではいろいろできて、こういったソフト面ではなかなかむずかしいなという気がしました。

谷元 解放運動にとって大切なのは、社会意識や社会構造を分析することと同時に、そこに位置する一人ひとりの個人のありようというもの、をしっかり分析しないといけない。個人のあり方のなかで、解放運動自体も点検しないといけない問題もたくさんあります。

たとえば、「差別の痛み論」です。あるいは、「同対審」答申の中にある「部落差別というのは、日本社会において最も深刻で重要な問題である」という言い方です。例えば行政交渉のなかで、行政から「ほかのマイノリティの問題もありますから」と言われたりすると、「部

落差別というのは、日本社会において最も深刻で重要な問題ではないか」と言う。こういう議論をどう整理するか。

「差別の痛み論」は、「足を踏まれた痛みは、踏まれた者でないとわからない」という理屈であって、それは一面で正しいけれども、ほんとうにその理屈を正しくつかっているのかどうか。原体験はその人しかわからないというのは、その通りですが、でも人間は、足を踏まれてなくとも、踏まれた人の痛みの話を聞けば、その痛みを共感することができる。これが差別問題を理解できるかどうかの大切なところです。

でも、解放運動は、相手を説得するのに行き詰まったとき、相手をへこませるために、「差別された者の痛みがわかるか」という言い方を多々してきたわけです。行政交渉でも、労働組合などの共闘との関係のなかでもよくつかわれた論理です。結局、解放運動の側が有効な説得力を持っていなかったから、行き詰まって、こういう言い方をします。こういう論理の克服がちゃんとできていない。

まさにソフトの面、内面の問題、自分たちの意識の問題、人間のあり方の問題、解放運動がここを追求して、掘り下げてきたのかどうか。丑松の問題でも、丑松思想として一刀両断してきたけれども、それでいいのか。誰に対してであれ、「あかんものはあかん」と言える関係をつくりあげないと、ものが言えないようになってしまいます。「差別の痛み論」を出されて、黙ってしまった多くの方は、「でもおかしいな」と思いつつ、マイノリティの人を前にすると言えない。これを克服できるかどうか。そこまで切り込むような教育運動や啓発運動をやらなければならない。「差別された者の痛みがわかるか」という言い方をしているかぎり、反差別共闘なんかできません。わからないから聞く、聞かれたことに対して、ちゃんと説得する努力をする、説得できるだけの力を持つ、ということが大事です。

司会 どうも長時間、ありがとうございました。

市民交流センターすみよし北をめぐり動き

市民交流センターすみよし北の耐震補強について、大阪市長、住吉区長へ要請

昨年3月11日東日本大震災から1年半が経過しました。現在、官民をあげて懸命の普及・復興に向けた取組が行われています。住吉区に在住する私たちも、様々な形で支援活動を展開しているところです。

それとともに、近い将来発生が確実視されている南海地震等への備えを急ぐことが求められています。そのための取り組みの一環として、去る10月11日大阪市橋下徹市長宛、15日吉田康人区長宛に、市民交流センターすみよし北の耐震補強に関する要請書が提出されました。

要請は、市民交流センターすみよし北に関わる4団体の連名で行われました。以下、要請文を掲載します。

大阪市長 橋下 徹 様
住吉区長 吉田 康人 様

市民交流センターすみよし北の耐震補強に関する要請書

冠省

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、甚大な被害を東日本で暮らす人びとにもたらしました。それ以降今日まで、官民をあげた復旧・復興に向けた取り組みが行われています。

住吉区に居住するか事務所を置く私たちも、様々な方法でこの取り組みを支援しているところです。

それとともに、東日本大震災での経験を踏まえ、発生が確実視されている南海地震等に備えた会合を重ねてきています。その中で、大阪市立市民交流センターすみよし北（以下「すみよし北」と略）の耐震補強が必要であり、早急な対応が求められていることが明らかになってきました。

とりわけ、「すみよし北」が、①緊急時に住吉第4振興町会、住吉第5振興町会に居住する人びとの避難場所（300名収容）となっており、②少なくとも2014年3月末まで条例に

基づく多世代市民の交流促進等のセンターと位置づけられていることを考慮した時、早急に「すみよし北」を安全、安心して避難したり、利用したりすることができるセンターにすることが求められています。

ちなみに、大阪市の市政改革プランの中でも、市民交流センターの改修については「改修は緊急度が高く、安全性維持のための必要なものに限定して実施」と指摘されています。

以上のことから、大阪市長ならびに住吉区長に対し以下の要請を致します。

記

1. 住吉第4振興町会と住吉第5振興町会の住民の安心、安全な避難場所、多世代交流等のための市民の安心、安全な活動場所となるよう「すみよし北」の耐震補強を早急を実施されたい。
2. この要請に関する協議の場を至急持つていただきたい。

以上

2012年10月11日
住吉連合振興町会、住吉第5振興町会
市民交流センターすみよし北利用者友の会
部落解放同盟大阪府連合会住吉支部

「全国水平社90年の運動から学ぶ」連続講座

本年は全国水平社創立90周年という節目の年にあたります。このため、4月から12月まで、月一回「全国水平社90年の運動から学ぶ」住吉地区連続講座を開催しています。主催は、財団法人住吉隣保事業推進協会、部落解放同盟大阪府連住吉支部を中心に関係団体で構成する実行委員会です

11月と12月は、以下の日程で例会を企画しています。つきましては、皆様の積極的なご参加をお願いします。

〈11月例会〉

テーマ：「住吉部落の歴史と解放運動のあゆみ」

日 程：11月10日(土)

時 間：15:15～17:15

会 場：市民交流センターすみよし北 501
パネラー：野村君一、梶川孝子、友永健吾
コーディネーター 川口隆男

内 容：

住吉地区における部落解放運動の歴史について網羅しているような書物がないということで、その作成に向けて、現在、住吉支部では機関紙の解放だよりに「住吉部落の歴史と解放運動のあゆみ」をテーマにした連載を掲載しています。今回は、3人のパネラーから「住吉支部の結成～総合計画に基づくまちづくりまで」「保育運動を中心とした取り組み」「特別措置法が失効されて以降」をテーマに、自らの体験を含めた生の声を聞かせてもらいたいと思います。

〈12月例会〉

テーマ：「これからの部落解放運動の在り方を考える～住吉地区を中心に」

日 程：12月23日(日)

時 間：14:00～16:00

会 場：市民交流センターすみよし北 402
パネラー：友永健吾（住吉支部）、梶川田鶴子（誠友老人会）、村田進（社会福祉法人）、西村隆英（人権協会・医療法人）、依頼中（自治会・町会）、砂子多代（教職員組合）
参加・資料代：500円

内 容：

4月からおこなってきた連続講座の最終回として、住吉地区を中心とした解放運動の“これから”について、それぞれの立場から話してもらおう。今年が水平社創立から90年という節目の年であり、その歴史を学ぶことを通して、これからの解放運動へのてがかりを見つけるべく学習会をおこなってきた。このリレートークでは、これまでの活動を振り返るとともに、そこから見えてくる今後の解放運動の在り方について話し合っていく。

問い合わせ・お申し込み

「全国水平社90年の歴史から学ぶ」

住吉地区実行委員会事務局

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-3-21
大阪市立市民交流センターすみよし北
TEL : 06-6674-3731 / Fax : 06-6674-3710